



## 令和3年第1回定例会 6月定例議会を開催します

### 議会の日程及び案件等について

#### 議会日程

月 日	会議名	内 容
6月18日(金)	本会議(初日)	議案審議等
6月22日(火)	総務委員会	付託案件審査
	環境建設委員会	付託案件審査
	福祉文教委員会	付託案件審査
6月23日(水)	本会議(2日目)	一般質問
6月24日(木)	本会議(3日目)	一般質問
6月25日(金)	本会議(4日目)	一般質問(予備日)
6月29日(火)	本会議(最終日)	委員長報告 議案審査等

\*午前9時30分から開会します。

\*会議の日程等は変更になる場合があります。

案件等

事件番号	件名
報告第 1 号	令和 2 年度あきる野市繰越明許費繰越計算書について
報告第 2 号	株式会社秋川総合開発公社の令和 2 年度事業報告及び第 3 3 期決算並びに令和 3 年度事業計画について
報告第 3 号	新四季創造株式会社の令和 2 年度事業報告及び第 1 5 期決算並びに令和 3 年度事業計画について
議案第 3 7 号	あきる野市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例
議案第 3 8 号	あきる野市手数料条例の一部を改正する条例
議案第 3 9 号	あきる野市個人情報保護条例の一部を改正する条例
議案第 4 0 号	あきる野市個人情報保護条例及びあきる野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
議案第 4 1 号	あきる野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第 4 2 号	市道路線の廃止について
議案第 4 3 号	市道路線の廃止について
議案第 4 4 号	自動車破損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて
議案第 4 5 号	令和 3 年度あきる野市一般会計補正予算（第 3 号）
議案第 4 6 号	令和 3 年度あきる野市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 4 7 号	令和 3 年度あきる野市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 4 8 号	令和 3 年度あきる野市秋多都市計画事業武蔵引田駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 4 9 号	令和 3 年度あきる野市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 5 号から第 4 9 号までの補正予算案の概要は、別添の「令和 3 年度 6 月補正予算（案）の概要」をご覧ください。その他の議案の詳細については、ホームページをご覧ください。

## 議案第 37 号

あきる野市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 18 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

### 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 108 号）の施行により、規定を整備するとともに、文言整理を行う必要がある。

あきる野市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

（あきる野市税賦課徴収条例の一部改正）

第 1 条 あきる野市税賦課徴収条例（平成 7 年あきる野市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項中「及び扶養親族」の次に「（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第 34 条の 7 第 1 項第 2 号及び第 3 号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第 4 号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第 5 号及び第 6 号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第 7 号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第 8 号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第 10 号中「もの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者に限る」に改める。

附則第 5 条の 3 第 1 項中「及び扶養親族」の次に「（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第 6 条中「令和 4 年度」を「令和 9 年度」に改める。

（あきる野市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 あきる野市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和 2 年あきる野市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 4 の 2 第 1 項の改正規定中「又は各計算期間」及び「及び計算期間」を削り、同条第 2 項の改正規定中「又は各計算期間」を削り、同項ただし書の改正規定中「第 7 1

条第1項」の次に「又は第144条の3第1項」を加え、「改め」の次に「、「もの」の次に「（法人税法第72条第1項又は第144条の4第1項の規定が適用される場合に限る。）」を加え」を加え、同条第3項第1号の改正規定中「及び」を「を削り、」に、「削り」を「「又は第144条の13」に」に改め、同項第3号の改正規定中「又は計算期間」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条中あきる野市税賦課徴収条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第5条の3第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和6年1月1日

（2） 第2条の規定 公布の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後のあきる野市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第34条の7第1項の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第1条の規定による改正前のあきる野市税賦課徴収条例第34条の7第1項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第 38 号

あきる野市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 18 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）が一部改正されたことにより、個人番号カードの再発行手数料に係る規定を整備する必要がある。

あきる野市手数料条例の一部を改正する条例

あきる野市手数料条例（平成 12 年あきる野市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。別表中 3 の項を削り、4 の項を 3 の項とし、5 の項から 39 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

議案第 39 号

あきる野市個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 18 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するために設置しているあきる野市個人情報保護審議会の公平性や専門性の更なる向上を図るため、規定の整備をする必要がある。

あきる野市個人情報保護条例の一部を改正する条例

あきる野市個人情報保護条例（平成 15 年あきる野市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 3 項中「委嘱又は任命する」を「委嘱する」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

議案第40号

あきる野市個人情報保護条例及びあきる野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月18日

提出者 あきる野市長 村木英幸

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、規定の整備をする必要がある。

あきる野市個人情報保護条例及びあきる野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例

（あきる野市個人情報保護条例の一部改正）

第1条 あきる野市個人情報保護条例（平成15年あきる野市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第25条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

（あきる野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第2条 あきる野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年あきる野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

## 議案第41号

あきる野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月18日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

### 提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業を行う者が記録、作成する書面について、電磁的記録による効率的な事務処理が可能となる。そのため、市においても、家庭的保育事業者等が、より効率的な事務処理が可能となるよう、規定を整備する必要がある。

あきる野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

あきる野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年あきる野市条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第49条」の次に「・第50条」を加える。

第49条を第50条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。



議案第42号

市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

令和3年6月18日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

市道路線の廃止について

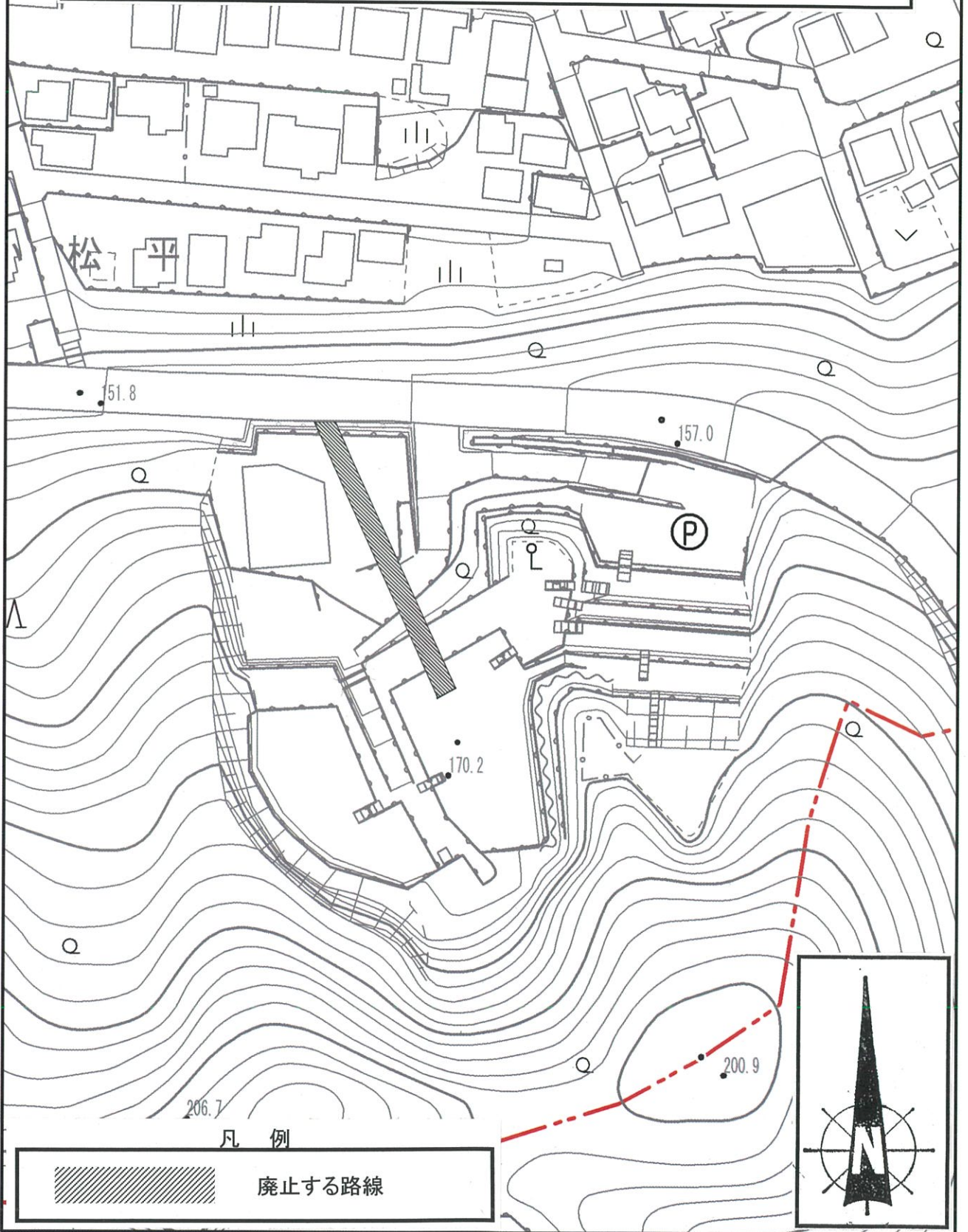
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道路線を下記のとおり廃止する。

記

路線名	起 終	点 点	そ の 他 必要な事項
市 道 西秋留497号線	あきる野市牛沼620番地1先から あきる野市牛沼624番地先まで		全部廃止

# 路線廃止図

路線名 市道西秋留497号線



議案第43号

市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

令和3年6月18日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道路線を下記のとおり廃止する。

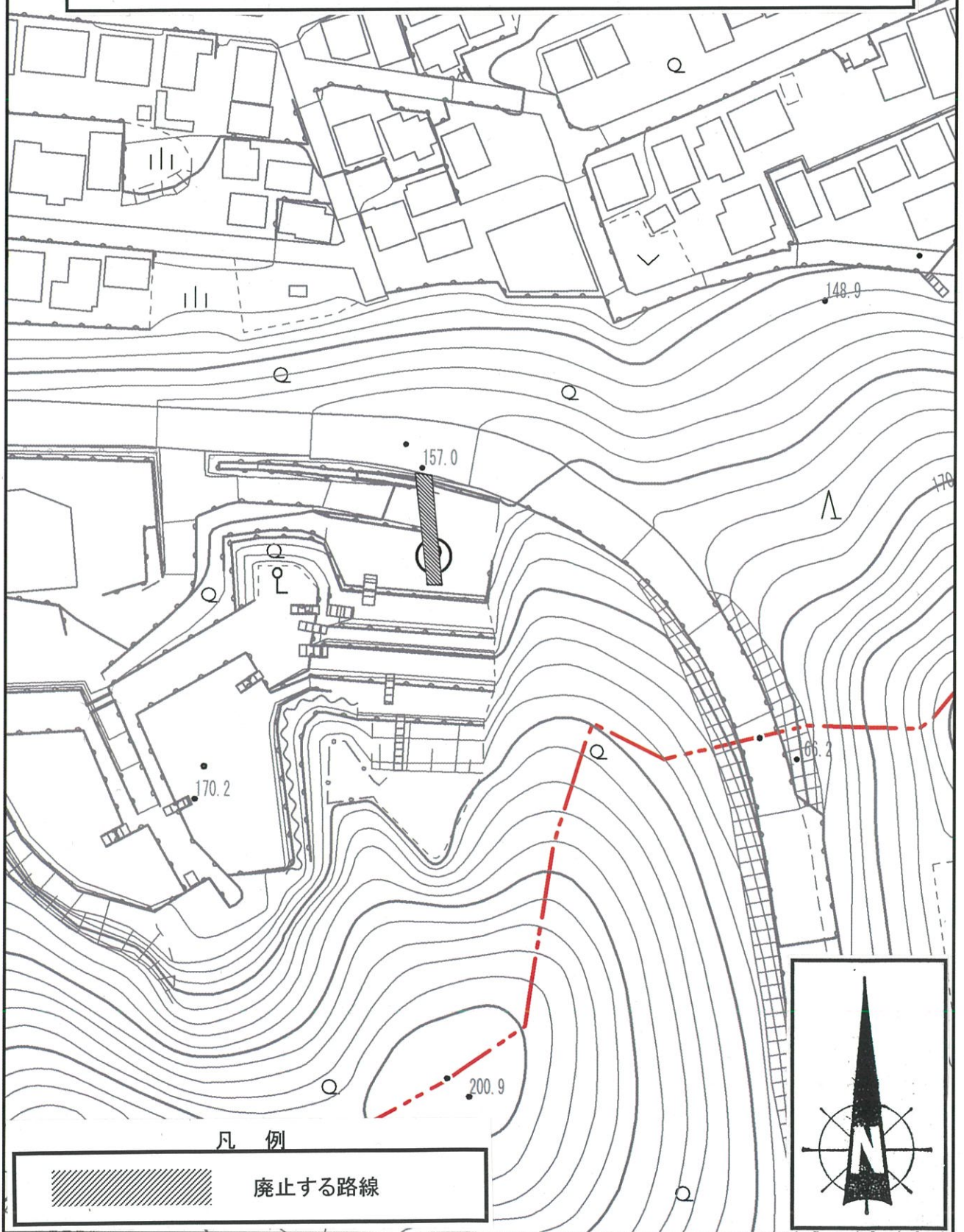
記

路線名	起 終	点 点	そ の 他 必要な事項
市 道 西秋留498号線	あきる野市牛沼627番地1先から あきる野市牛沼629番地1先まで		全部廃止



# 路線廃止図

路線名 市道西秋留498号線



## 議案第44号

自動車破損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて

上記の議案を提出する。

令和3年6月18日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

### 提案理由

入野地内の市道上で発生した、自動車の一部に与えた破損被害について、相手方である松村ダスト有限会社と示談解決を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求める。

### 記

#### 1 和解及び損害賠償の相手方

住所 あきる野市館谷251番地1

氏名 松村ダスト有限会社

#### 2 事故の発生日時

令和3年5月27日（木）午後1時40分頃

#### 3 事故の発生場所

あきる野市入野110番地3先（市道五日市292号線）

#### 4 事故の概要

上記日時及び場所において、ゴミ収集のため、パッカー車が市道を右折し、右前輪がグレーチングの上を通過した際にグレーチングが跳ね上がり、パッカー車の燃料タンク及びマフラーを破損させた。

#### 5 和解の内容

あきる野市は、1の相手方に対し、6の額の損害を賠償する。なお、本件賠償の外、あきる野市及び相手方の間には一切の債権債務関係がないことを確認し、今後、いかなる事情が発生しても、双方とも異議の申し立てをしないことを確約する。

#### 6 損害賠償金額

669,064円

令和3年度  
6月補正予算(案)の概要

令和3年6月17日

あきる野市

# 1 会計別予算規模

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	計
一般会計		32,539,228	558,106	33,097,334
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	8,298,548	0	8,298,548
	後期高齢者医療特別会計	2,159,502	0	2,159,502
	介護保険特別会計	6,963,365	0	6,963,365
	戸倉財産区特別会計	3,686	0	3,686
	テレビ共同受信事業 特別会計	40,711	0	40,711
	秋多都市計画事業武蔵引田 駅北口土地区画整理事業 特別会計	1,742,545	△ 115,188	1,627,357
	小 計	19,208,357	△ 115,188	19,093,169
公 営 企 業 会 計	下水道事業会計	4,890,471	21,505	4,911,976
	小 計	4,890,471	21,505	4,911,976
合 計		56,638,056	464,423	57,102,479

※ 国民健康保険特別会計は、歳入のみの補正であり、事業費の変動はありません。

※ 介護保険特別会計は、歳入のみの補正であり、事業費の変動はありません。

※ 下水道事業会計の予算規模は、支出予算の総額を表記しています。

## 2 一般会計予算

### (1) 歳入

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計	構成比
1 市 税	10,024,231	0	10,024,231	30.3%
2 地 方 譲 与 税	132,081	0	132,081	0.4%
3 利 子 割 交 付 金	13,415	0	13,415	0.0%
4 配 当 割 交 付 金	68,148	0	68,148	0.2%
5 株式等譲渡所得割交付金	74,067	0	74,067	0.2%
6 法 人 事 業 税 交 付 金	74,498	0	74,498	0.2%
7 地 方 消 費 税 交 付 金	1,776,871	0	1,776,871	5.4%
8 ゴルフ場利用税交付金	46,553	0	46,553	0.1%
9 環 境 性 能 割 交 付 金	37,906	0	37,906	0.2%
10 地 方 特 例 交 付 金	187,513	0	187,513	0.6%
11 地 方 交 付 税	4,167,604	0	4,167,604	12.6%
12 交通安全対策特別交付金	10,172	0	10,172	0.0%
13 分 担 金 及 び 負 担 金	163,030	0	163,030	0.5%
14 使 用 料 及 び 手 数 料	447,128	0	447,128	1.4%
15 国 庫 支 出 金	5,259,560	355,007	5,614,567	17.0%
16 都 支 出 金	5,611,573	60,337	5,671,910	17.1%
17 財 産 収 入	141,262	0	141,262	0.4%
18 寄 附 金	15,828	0	15,828	0.1%
19 繰 入 金	472,205	92,683	564,888	1.7%
20 繰 越 金	300,000	0	300,000	0.9%
21 諸 収 入	813,568	24,079	837,647	2.5%
22 市 債	2,702,015	26,000	2,728,015	8.2%
合 計	32,539,228	558,106	33,097,334	100.0%



## (2) 歳出

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計	構成比
1 議 会 費	283,020	0	283,020	0.9%
2 総 務 費	3,053,698	21,170	3,074,868	9.3%
3 民 生 費	14,430,826	111,261	14,542,087	43.9%
4 衛 生 費	3,952,781	184,968	4,137,749	12.5%
5 労 働 費	1	0	1	0.0%
6 農 林 水 産 業 費	344,119	0	344,119	1.0%
7 商 工 費	361,964	188,734	550,698	1.7%
8 土 木 費	2,539,294	35,647	2,574,941	7.8%
9 消 防 費	1,266,673	△ 6,197	1,260,476	3.8%
10 教 育 費	3,394,662	14,281	3,408,943	10.3%
11 災 害 復 旧 費	548,359	8,242	556,601	1.7%
12 公 債 費	2,333,831	0	2,333,831	7.0%
13 予 備 費	30,000	0	30,000	0.1%
合 計	32,539,228	558,106	33,097,334	100.0%

### 3 補正予算の概要（一般会計）

#### 【歳入】

（単位：千円）

予算科目	補正概要	補正額	主管課
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策及び地域経済や住民生活を支援する財源として、国庫支出金を計上する。	108,859	財政課
新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	生活困窮者自立支援事業及びひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の財源として、交付金を計上する。 【生活困窮者自立支援金 18,136千円、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金 68,236千円】	86,372	生活福祉課 子ども政策課
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	新型コロナウイルスワクチン接種事業の財源として、国庫支出金を計上する。	151,269	健康課
生活応援事業事業費補助金	プレミアム付商品券事業を実施するに当たり、事業に係る補助金を計上する。	58,866	商工振興課
生活応援事業事務費補助金		2,000	
一般財団法人自治総合センターコミュニティ助成金	（一財）自治総合センターのコミュニティ助成事業が対象となったため、富士見台自治会館の建替工事補助金及び町内会・自治会の備品整備の財源として計上する。	17,500	地域防災課

#### 【歳出】

（単位：千円）

予算科目（項目）	補正概要	補正額	主管課
自治総合センターコミュニティ助成制度活用事業	（一財）自治総合センターの助成制度を活用し、自治会館の整備や備品を購入する。 【自治会館の整備…富士見台自治会館（下代継）の建替工事に係る補助金（15,000千円）】 【町内会・自治会のコミュニティ活動用備品…イージーアップテント17張（2,544千円）】	17,544	地域防災課
生活困窮者自立支援事業 ・住居確保給付事業 ・生活困窮者自立支援事業	新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響による休業等により、収入が減少し、住居を失うおそれが生じている方に対し、住居確保給付金を支給する。 また、社会福祉協議会で貸付している総合支援資金の再貸付の終了者等で、一定の要件を満たす生活困窮世帯を対象とした支援金の支給を行う。 【住居確保給付事業 11,343千円、生活困窮者自立支援事業 18,136千円】 〔住居確保給付事業の一部に地方創生臨時交付金を充当〕	29,479	生活福祉課
低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得の子育て世帯は心身等に特に大きな困難を抱えている。このような世帯を見舞う観点から、第1号補正で予算計上した、ひとり親世帯に加え、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に給付金を支給する。 【給付額 児童1人当たり50,000円】	68,236	子ども政策課
新型コロナウイルスワクチン接種事業	集団接種会場までの移動手段がない65歳以上の高齢者を対象としたタクシー利用料の一部を助成する。また、ワクチン接種を円滑に進め、高齢者のワクチン接種期間を7月末までに前倒しで終了する計画に変更するため、必要な経費を計上する。 【タクシー助成 1回の乗車につき、自己負担分（500円）を超えた額】 〔タクシー助成に地方創生臨時交付金を充当〕	166,629	健康課

## 【歳出】

(単位：千円)

予算科目（項目）	補 正 概 要	補正額	主管課
プレミアム付商品券事業	<p>新しい日常における生活応援を図るとともに、デジタルの力を活用した地域経済の活性化を図ることを目的として、プレミアム付デジタル商品券を発行する。</p> <p>なお、本商品券事業は、檜原村と連携して実施する。</p> <p>【プレミアム率 30%、販売金額 10,000円】  【販売数 スマートフォン型13,500セット、プリペイド型13,500セット、合計27,000セット】  【発行総額 351,000千円】  〔事業の一部に地方創生臨時交付金を充当〕</p>	130,120	商工振興課
指定管理施設減収補償事業	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、利用制限等の措置を講じた指定管理者に対し、減収分を補填する。</p> <p>【対象施設 秋川溪谷瀬音の湯 56,441千円、秋川溪谷戸倉体験研修センター 3,873千円、あきる野ルピア（3階・4階） 1,689千円】  〔新型コロナウイルス感染症緊急対策事業基金繰入金を充当〕</p>	29,973	観光まちづくり推進課 生涯学習推進課
修学旅行キャンセル料等補助事業	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により当初予定していた修学旅行が延期となり、キャンセル料が生じることから、保護者への負担を軽減するため、キャンセル料を補助する。</p> <p>【対象校 秋多中、東中、西中、御堂中】  〔地方創生臨時交付金を充当〕</p>	4,229	指導室

#### 4 特別会計予算

##### (1) 国民健康保険特別会計

(歳入)

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計	構成比
1 国民健康保険税	1,474,421	△ 22,300	1,452,121	17.5%
2 都 支 出 金	1	0	1	0.0%
3 都 支 出 金	5,834,520	8,920	5,843,440	70.4%
4 財 産 収 入	2	0	2	0.0%
5 繰 入 金	975,191	13,380	988,571	11.9%
6 繰 越 金	1	0	1	0.0%
7 諸 収 入	14,412	0	14,412	0.2%
合 計	8,298,548	0	8,298,548	100.0%

(歳出)

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計	構成比
1 総 務 費	31,470	0	31,470	0.4%
2 保 険 給 付 費	5,664,039	0	5,664,039	68.2%
3 国民健康保険事業費納付金	2,463,301	0	2,463,301	29.7%
4 共 同 事 業 拠 出 金	10	0	10	0.0%
5 保 健 事 業 費	129,265	0	129,265	1.6%
6 基 金 積 立 金	1	0	1	0.0%
7 諸 支 出 金	9,462	0	9,462	0.1%
8 予 備 費	1,000	0	1,000	0.0%
合 計	8,298,548	0	8,298,548	100.0%

##### (2) 介護保険特別会計

(歳入)

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計	構成比
1 保 険 料	1,628,307	△ 890	1,627,417	23.4%
2 使用料及び手数料	1	0	1	0.0%
3 国 庫 支 出 金	1,351,999	356	1,352,355	19.4%
4 支 払 基 金 交 付 金	1,776,191	0	1,776,191	25.5%
5 都 支 出 金	1,026,119	0	1,026,119	14.7%
6 財 産 収 入	1	0	1	0.0%
7 寄 附 金	1	0	1	0.0%
8 繰 入 金	1,180,737	534	1,181,271	17.0%
9 繰 越 金	1	0	1	0.0%
10 諸 収 入	8	0	8	0.0%
合 計	6,963,365	0	6,963,365	100.0%

(歳出)

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計	構成比
1 総 務 費	167,018	0	167,018	2.4%
2 保 険 給 付 費	6,445,028	0	6,445,028	92.6%
3 地 域 支 援 事 業 費	274,200	0	274,200	3.9%
4 基 金 積 立 金	74,946	0	74,946	1.1%
5 公 債 費	671	0	671	0.0%
6 諸 支 出 金	1,502	0	1,502	0.0%
合 計	6,963,365	0	6,963,365	100.0%

## (3) 秋多都市計画事業武蔵引田駅北口土地区画整理事業特別会計

(歳入)

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計	構成比
1 国 庫 支 出 金	371,550	△ 196,350	175,200	10.7%
2 都 支 出 金	155,800	△ 68,200	87,600	5.4%
3 繰 入 金	168,593	13,472	182,065	11.2%
4 繰 越 金	1	0	1	0.0%
5 諸 収 入	501	20,190	20,691	1.3%
6 市 債	1,046,100	115,700	1,161,800	71.4%
合 計	1,742,545	△ 115,188	1,627,357	100.0%

(歳出)

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計	構成比
1 区 画 整 理 費	1,739,767	△ 115,188	1,624,579	99.8%
2 公 債 費	2,778	0	2,778	0.2%
3 諸 支 出 金	0	0	0	0.0%
合 計	1,742,545	△ 115,188	1,627,357	100.0%

## 5 公営企業会計予算

下水道事業会計

(収益的収入)

(単位：千円)

下水道事業収益	補正前の額	補正額	補正後の額	当初予算額(参考)
1 営 業 収 益	894,676	0	894,676	894,676
2 営 業 外 収 益	1,261,061	21,505	1,282,566	1,261,061
合 計	2,155,737	21,505	2,177,242	2,155,737

(収益的支出)

(単位：千円)

下水道事業費用	補正前の額	補正額	補正後の額	当初予算額(参考)
1 営 業 費 用	1,808,294	21,505	1,829,799	1,808,294
2 営 業 外 費 用	272,976	0	272,976	272,976
3 特 別 損 失	1	0	1	1
合 計	2,081,271	21,505	2,102,776	2,081,271

(資本的収入)

(単位：千円)

資本的収入	補正前の額	補正額	補正後の額	当初予算額(参考)
1 企 業 債	1,480,120	0	1,480,120	1,480,120
2 他 会 計 出 資 金	563,451	0	563,451	563,451
3 補 助 金	16,177	0	16,177	16,177
合 計	2,059,748	0	2,059,748	2,059,748

(資本的支出)

(単位：千円)

資本的支出	補正前の額	補正額	補正後の額	当初予算額(参考)
1 建 設 改 良 費	798,770	0	798,770	798,770
2 企 業 債 償 還 金	2,010,430	0	2,010,430	2,010,430
合 計	2,809,200	0	2,809,200	2,809,200